

鳥取県立喜多原学園園内除草業務委託仕様書

1 業務名

鳥取県立喜多原学園園内除草業務

2 業務期間

契約締結日から令和6年10月31日まで

3 業務場所

米子市泉706番地 鳥取県立喜多原学園

業務範囲は別紙「業務範囲1～3」のとおり

4 業務内容

以下のとおり除草作業を行う。なお、具体的な実施時期については事前に発注者と協議を行うこと。

(1)業務範囲1

①面積 約3,000㎡

②実施時期 6月中旬～6月下旬

③作業方法

除草のみ。(集草、処分は不要)

(2)業務範囲2

①面積 約2,500㎡

②実施時期 9月上旬～9月中旬

③作業方法

除草のみ。(集草、処分は不要)

(3)業務範囲3

①面積 約4,600㎡

②実施時期

業務範囲において3回行うものとし、業務の期日は次のとおりとする。

1回目 6月中旬から7月上旬

2回目 8月上旬から8月下旬

3回目 10月上旬から10月下旬

③作業方法

除草及び、除草した草の集草・処分

処分に当たっては法令に従い、適切に行うこと

5 完了報告及び検査

受注者は、業務範囲ごとに（業務範囲3については、実施回ごと）、業務を実施した後、当該業務実施日から10日以内に別添様式「業務完了報告書」を発注者に提出すること。

発注者は業務完了報告書受理後10日以内に検査を行い、合格と認めるときは、その旨を受注者へ口頭その他の方法で通知する。

6 委託料の支払い

受注者は全ての業務が完了し合格の通知を受けた後、発注者に委託料を請求し、発注者は正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払う。

7 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、委託業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

8 秘密の保持

受注者は、委託業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

10 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

11 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める

(別添様式)

業務完了報告書

鳥取県立喜多原学園
園長 坪倉 嘉隆 様

下記のとおり作業が完了しましたので、報告します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

担当者名

電話番号

印

記

- 1 委託業務名 鳥取県立喜多原学園園内除草業務
- 2 委託作業場所
- 3 委託業務完了年月日 令和 年 月 日

添付資料

- 1 作業開始前と完了後の写真
- 2 1 の写真の撮影箇所図